用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

		用速については、人のと	.02)))	1,71,7	L()	, ,	110	1 00	ر ۱۰	, 0			(平成19年11月30日~		
			第	第	第	第	第	第	準	近	商	準	I	I			
	用途地域内の建築物の用 ○ 建てられ	月途制限	種	種	種	種	-	=	住	隣		_		業			
		カス田途	低層	二種低層	種中高層	中高	種	種	11±	商	業	エ	業	専			
			住	住		層住	住	住	居		i	業			備考		
× 建てられない用途		低層住居専用	住居専	住居専	住居専用	居	居	地	業	地	地	地	用				
	①、②、③、④、▲ : 面積、階数等の制限あり		用地	用	l⊞	崩	地	地	146	地		地		地			
		域	地域	域	地域	域	域	域	域	域	域	域	域				
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Х				
兼月	住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	非住宅部分の用途制限あり		
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のも	<i>D</i>	×	(I)	(2)	(3)	0	-	0	-	0	_	_	(0)	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び 建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以T ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、		
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、50		×	×	(2)	-	0	0	0	_	0	_	0	(4)			
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,		×	×	×	-	0	0	0	-	0	-	-	(0)	損保代理店、銀行の支店、宅地建物間 引業等のサービス業店舗のみ。2階以下		
	店舗等の床面積が、1,500mを超え、		×	×	X	×	0	0	0	\vdash	0	-	0	(0)	(3)2階以下。 (4)物品販売店舗、飲食店を除く。 内場、映画館、海別場、店舗、飲食店、展示場、		
		000㎡以下のもの(※大規模集客施設を除く)	×	×	×	×	×	0	0	\vdash		0	0	_			
*	大規模集客施設(店舗・遊戯施設等の原	末面積の合計が10,000㎡を超えるもの) 	×	×	×	×	×	×	×		0	0	×	×	的學。·映画館、演的學。店舗、飲食店、展示場、 遊技場、馬券·車券販売所等。		
Table:	事務所等の床面積が、150㎡以下の	もの	×	×	×	A	0	0	0	-	0		0	0			
事務所	事務所等の床面積が、150mを超え、		×	×	×	A	0	0	0		0		0	0			
	事務所等の床面積が、500mを超え、		×	×	×	A	0	0	0	-	0		0		▲2階以下 		
等	事務所等の床面積が、1,500mを超		×	×	×	×	0	0	0	0		0	0	0			
	事務所等の床面積が、3,000mを超	えるもり 	×	×	X	×	×	0	0	-	0	_	0	0			
<u></u>	ホテル、旅館		×	×	×	×	A	0	0	_		0	×		▲3,000㎡以下		
遊戲	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、		×	×	×	×	A	0	0		0		0		▲3,000㎡以下		
施設	カラオケボックス等	(※大規模集客施設を除く)	×	×	X	×	×	0	0				0	0	ERROR TO THE LAND OF THE LAND		
遊戲施設·風俗施設	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車		×	×	×	×	×	0	0		0				風俗営業に該当するものは、風営法等により営業が規制されます。		
	別場、映画館、演芸場、観覧場	(※大規模集客施設を除く)	×	×	×		×	×		-	0	_	×		▲客席200m未満		
収	ポーキャパレー、ダンスホール等、個室付浴場等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校		ô	ô	ô	ô	ô	ô	ô	-	-	0	×	×	▲個室付浴場等を除く		
	上尚 京第末明尚於 東极党於第		×	×	0	0	0	0	-			0	×	×			
公共施	図出館等		6	0	0	6	0	0				0	Ô	×			
施設	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		6	0	0	0	0	0	0		-	0	0	0			
	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0			
病院	病院		×	×	-	0	0	0	0	0		0	×	×			
•	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	-	0	0	0	-	0	-		0	0			
学校			0	0			0			0			0	X			
等	老人福祉センター、児童厚生施設等	・ 人福祉センター、児童厚生施設等		A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲600m以下		
工場・倉庫等	自動車教習所		×	×	×	×	A	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000㎡以下		
	単独車庫(附属車庫を除く)			×	A	▲	A	A	0	0	0	0	0	0	▲300m以下 2階以下		
	建築物附属自動車車庫			1	(2)	(2)	(3)	(3)	0	0	0	0	0	0	① 600m以下 1階以下 ② 3,000m以下 2階以下		
	備考欄に記載の制限			<u>*-</u>	団地	の引	敗地	内に	つい	て別	_	訓限	あり		② 3,000m以下 2階以下 ③ 2階以下		
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0			
	畜舎(15㎡を超えるもの)		×	×	×	×	A	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000㎡以下		
	バン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	•	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	原動機の制限あり。▲2階以下		
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場		×	×	×	×	(1)	(1)	1	2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり		
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×	(2)	2	0	0	0	作業場の床面積		
	危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	①50㎡以下 ②150㎡以下		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場		×	×	X	×	×	×	×	×	×	×	0	0			
	自動車修理工場		×	×	×	×	①	1	2	3	3	0	0	0	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の 量が非常に少ない施設		×	×	×	1	2	0	0	0	0	0	0	0			
	貯蔵・処理の量	量が少ない施設	×	×		×	X	×	×	0	-	_	0	$\overline{}$	①1,500㎡以下、2階以下		
		量がやや多い施設	×	×	×	×	X	×	×		-	-	0		②3,000m以下。2階以下		
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×		-	-	-	ŏ			
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理	場、ごみ焼却場等	都	市計	画区	域内	にお	いて	は都	抗計画	可決!	定等	が必	要			
		都市計画区域内においては都市計画決定等が必要															